

2020年4月7日

お客様各位

## 臨時休校のお知らせ

平素より阪急大井テニス&ゴルフスクールをご愛顧頂き心より感謝申し上げます。この度、政府より発令されました緊急事態宣言に伴い、下記期間においてテニススクールおよびゴルフスクールともに臨時休校とさせていただきます。大変急なお知らせでご迷惑をお掛け致しますが、皆様の健康と安全を考え、感染拡大防止のために、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

### ■休校期間

**2020年4月8日（水）～5月6日（水）**

### ■臨時休校に伴う、ご受講料の対応について

- ① 118期（3月30日～5月31日 9週間）について
  - ・118期前半《4月分》（3月30日～4月26日 4回分）  
⇒ご指定の口座から4月1日に引落をさせて頂いております。未受講回数分を下記②③の通りに対応させていただきます。
  - ・118期後半《5月分》（4月27日～5月31日 5回分）  
⇒ご指定の口座からの引落を停止させていただきます。5月7日以降の営業再開後のご受講料については下記②③の通りに対応させていただきます。
- ② 119期（6月1日～8月2日 9週間）もご継続を頂ける方
  - ・119期前半《6月分》（6月1日～6月28日 4回分）に《4月分》の未受講回数分の受講料を《6月分》に充当させていただきます。受講料を充当させて頂く為、《4月分》の未受講回数分の振替は取れません。  
（例）《4月分》にてレッスンを1回分だけ受講された場合、  
未受講3回分を《6月分》受講料に充当して1回分のみの引落となります。
  - ・119期後半《7月分》（6月29日～8月2日 5回分）については《5月分》での受講回数分を加算して引落をさせていただきます。  
（例）・営業再開後の5月10日にレッスンを1回分だけ受講された場合、  
《7月分》受講料に1回分を加算して引落となります。  
・営業再開後の受講がない場合には加算されません。

② 119期（6月1日～8月2日 9週間）より休校（退校）される方  
・ 118期（3月30日～5月31日 9週間）の未受講回数分により  
対応が異なる為、個別に社員スタッフよりご連絡をさせていただきます。  
尚、ご連絡は119期スタート後（受講回数確定後）となります。

③ 117期（1月27日～3月29日 9週間）の未受講分について  
・ 118期（3月30日～5月31日 9週間）にて継続されている方  
⇒5月7日以降の営業再開後に117期分の繰越予約（テニス受講生）および  
スポット受講予約（ゴルフ受講生）は可能です。但し、レギュラークラス  
以外でのご予約となります。  
・ 118期（3月30日～5月31日 9週間）から休校されている方  
⇒3月4日にホームページに掲載させて頂いた通りの対応となります。

■休校期間の電話対応について

【 終日 10:00～16:00 】にて対応させていただきます。

※感染防止の為、ご来場は極力ご遠慮ください。

■営業再開について

5月7日（木）より営業再開を予定しておりますが感染拡大の状況、各機関からの要請等を考慮し、休校期間を延長する場合がありますので予めご了承ください。

以上

その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記までお問合せください。

阪急大井テニス&ゴルフスクール  
支配人  
TEL：03-3778-3344